

別紙 受講資格と提出書類一覧表

※建築物石綿含有建材調査者講習の受講には、受講資格に応じた添付書類の提出が必要です。

(受講資格区分のイについては、石綿作業主任者技能講習修了証の写しの提出が必要です。経験証明書の添付の必要はありません。)

受講資格区分(注)	受講資格	提出書類				
		修了証の写し	登録証の写し	卒業証書写し又は卒業証明書	証明書様式1(経験証明)	証明書様式2(行政経験等証明)
イ	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	●				
□	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者			●	●  	
ハ	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(二)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者			●	●  	
ニ	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((ハ)に該当する者を除く。)			●	●  	
ホ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者			●	●  	
ヘ	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者				●  	
ト	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	●			●  	
チ	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者					●  
リ	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者					●  
ヌ	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者					●  
ル	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者					●  
ヲ	作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者		●		●  	

クリックすると証明書様式のページに移動します。

注) 受講資格区分は、平成30年10月13日厚生労働省/国土交通省/環境省/告示第1号建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条第2項第3号に示す受講資格の符号に対応するものとします。(なお、区分ヲについては、令和3年10月8日付け運用通達により示されたもの)